

## 全国知事会規約

昭二二・一〇 制定

(名称)

第一条 本会は、全国知事会という。

(組織)

第二条 本会は、全国の都道府県知事をもって組織する。

(目的)

第三条 本会は、各都道府県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的とする。

(事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 各都道府県の事務に関する連絡調整に関する事項
- 二 地方自治の推進を図るための必要な施策の立案及び推進に関する事項
- 三 国と地方の協議の場に関する法律に基づいて行う、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施に関する関係大臣との協議の場（以下「国と地方の協議の場」という。）に関する事項
- 四 地方自治法第二百六十三條の三第二項の規定に基づき、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する内閣に対する意見の申し出又は国会への意見書の提出（以下「内閣又は国会に対する意見具申」という。）に関する事

項

五 その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第五条 本会に次の役員を置く。

会長 一名

副会長 七名以内

理事 七名

監事 三名

(役員の任期)

第六条 役員任期は、二年とする。ただし、任期満了後も、新役員が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

2 補欠により選任された役員任期は、二年とする。

3 役員任期中に知事選が行われ、同一人が当選した場合は、その者が引き続きその任期の期間役員となる。

(役員選任)

第七条 会長は、全国知事会議において都道府県知事の選挙により選任するものとする。

2 前項の選挙は、投票により行う。

3 副会長及び理事並びに監事は、全国知事会議において選任する。

(役員 の 職務)

第八条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

第九条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又はあらかじめ会長が指定した事項については、会長の指名した副会長が会長の職務を代理することができる。

2 副会長は、それぞれ会務を分担する。

第十条 理事は、本会の政策審議等を行う。

第十一条 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第十二条 全国知事会議は、毎年二回開く。必要あるときは、臨時に全国知事会議を開くことができる。

2 全国知事会議は、会長が招集し、その議長となる。

第十三条 全国知事会議は、正副会長会議又は理事会の議を経た次に掲げる案件を議決する。

- 一 規約の制定及び改廃に関すること
- 二 重要な政策に関すること
- 三 国と地方の協議の場に関すること
- 四 内閣又は国会に対する意見具申に関すること
- 五 法令外負担金に関すること
- 六 正副会長会議又は理事会において必要と認めた事項

第十四条 全国知事会議は、その権限の一部を正副会長会議又は理事会に委任することができる。

(正副会長会議)

第十五条 正副会長会議は、会長及び副会長で構成する。

2 正副会長会議は、会長が招集し、その議長となる。

3 構成員である副会長が欠けた場合においては、当該地方知事会が推薦する者を構成員とする。

4 会長は、理事に出席を求めることができる。

5 会長は、構成員以外の知事から会議に出席し意見を述べたい旨の要請があった場合には、その審議項目に限り当該知事の出席を認めるものとする。

第十六条 正副会長会議は、全国知事会としての政策提言や会務全般に関する会長への助言及び特別委員会の設置の決定を行う。

(理事会)

第十七条 理事会は、会長・副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

3 会長は、理事会に常任委員会及び特別委員会の委員長に出席を求めることができる。

4 会長は、構成員以外の知事から会議に出席し意見を述べたい旨の要請があった場合には、その審議項目に限り当該知事の出席を認めるものとする。

第十八条 理事会は、次に掲げる案件を議決する。

一 規則の制定及び改廃に関すること

二 本会の会務に関すること

三 予算を定め、決算を認定すること

四 全国知事会議において委任された事項

2 理事会は、次に掲げる案件を審議する。

一 規約の制定及び改廃に関すること

二 国と地方の協議の場に関すること

三 内閣又は国会に対する意見具申に関すること

四 法令外負担金に関すること

五 常任委員会及び特別委員会の所管に属する政策

第十九条 会長は、地方行財政及び内閣又は国会に対する意見具申に関する緊急案件については、理事会の議決をもって全国知事会議の議決に代えることができる。

2 会長は、前項の規定による処置については、次の全国知事会議に報告し、承認を得なければならない。

第二十条 会長は、地方行財政及び内閣又は国会に対する意見具申に関する緊急案件について、全国知事会議又は理事会を開くいとまがないときは、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定による処置については、次の全国知事会議又は理事会に報告し、承認を得なければならない。

第二十一条 理事会に補佐機関として幹事を置く。

2 幹事は、理事会を組織する当該都道府県の総務部長（これに相当するものを含む。）をもってあてる。

#### （常任委員会）

第二十二条 地方行財政に関する事項の調査、研究及び政策の立案並びにその推進を図るため、次の常任委員会を設置する。

#### 一 総務常任委員会

- 二 地方税財政常任委員会
- 三 農林商工常任委員会
- 四 国土交通常任委員会
- 五 社会保障常任委員会
- 六 文教環境常任委員会

第二十三条 常任委員会の所管事項は次のとおりとする。

- 一 総務常任委員会 地方制度全般に関する事項及び他の常任委員会に属さない事項
- 二 地方税財政常任委員会 地方税財政に関する事項
- 三 農林商工常任委員会 農林、商工に関する事項
- 四 国土交通常任委員会 国土交通に関する事項
- 五 社会保障常任委員会 社会保障に関する事項
- 六 文教環境常任委員会 文教、環境に関する事項

第二十四条 常任委員会に、常任委員及び臨時委員を置く。

2 常任委員は、地方知事会ごとに選出された知事とする。

3 常任委員の定数は、おおむね十名から二十名程度とする。

4 常任委員以外の知事は、常任委員会の議題に応じ、臨時委員として委員会に出席し審議に参加することができる。

第二十五条 常任委員会の常任委員の任期は、四年とする。ただし、任期満了後も、新常任委員が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

2 補欠により選任された常任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 常任委員の任期中に知事選挙が行われ、同一人が当選した場合は、その者が引き続きその残任期間常任委員となる。

第二十六条 常任委員会の委員長は、会長が指名する。

2 委員会に副委員長を置く。副委員長は委員長の指名する者が務める。

第二十七条 常任委員会の所管にかかる事項についての議決は、会長の決裁を経て全国知事会議の議決とみなすことができる。ただし、重要案件については、この限りでない。

2 会長は、前項本文の場合においては、理事会及び全国知事会議に報告するものとする。

第二十八条 常任委員会にその権限に属する事項について調査、研究するため必要があるときは、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームのリーダーは、原則として、常任委員会の委員長が常任委員の中から指名する。

3 前項に規定するプロジェクトチームのリーダーは、第二十六条第二項に規定する副委員長とともに、当該プロジェクトチームが所属する常任委員会の副委員長を務める。

4 常任委員会にその審議を補佐するため専門員を置くことができる。

5 専門員は、委員長が都道府県の関係部長から委嘱する。

#### (特別委員会)

第二十九条 地方行財政に関する特定の重要政策等を審議するため、特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会の設置期間は、原則として二年とし、委員長の任期も同じとする。ただし、正副会長会議が必要と認められた場合は、継続して設置することができる。

3 特別委員会の委員は、正副会長会議において選任する。

4 構成員以外の知事は、委員会に出席し審議に参加することができる。

第三十条 特別委員会の運営については、第二十六条及び第二十七条の規定を準用する。

(専門委員)

第三十一条 本会の運営に伴う重要又は特定の政策課題について助言等を求めるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員の任期は、原則として一年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 会長は、専門委員を置いたときは、最初に開催される理事会、正副会長会議及び全国知事会議に報告するものとする。

(事務局)

第三十二条 本会に事務局を設け、東京都に置く。

2 事務局に事務総長及び職員を置き会長がこれを任免する。ただし、事務総長は全国知事会議の承認を得るものとする。

3 事務総長は任期を二年とし、任命の日から起算する。ただし、再任を妨げない。

(会計)

第三十三条 本会の経費は、各都道府県の分担金、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第三十四条 本会の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

(支部)

第三十五条 本会に支部を設けることができる。

2 支部には必要な職員をおき会長がこれを任免する。



(諸規定)

第三十六条 本会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附則

1 この規約は、昭和二十二年十月一日から施行する。

附則

1 この規約は、平成五年七月二十二日から施行する。

附則

1 この規約は、平成八年十二月十九日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成十六年十二月十五日から施行し、改正後の第三十一条の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

(役員を選任に関する経過措置)

2 この規約の施行の際、現に改正前の第五条に規定する役員（政策審議委員を除く。）は、改正後の第七条の規定により選任されたものとみなす。

(常任委員会設置に関する経過措置)

3 この規約の施行の際改正前の第二十四条の規定により設置されている調査委員会は、改正後の第二十二條に規定する常任委員会として設置されたものとみなす。

(特別委員会設置に関する経過措置)

4 この規約の施行の際改正前の第三十一条の規定により設置されている特別委員会は、平成十七年三月三十一日までの間、改正後の第二十九条第一項に規定する特別委員会として設置されたものとみなす。

附 則

1 この規約は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成十九年十二月十九日から施行する。

2 この規約の施行の際、現に就任している役員のうち、会長にあっては現役員としての就任時（平成十九年五月二十三日）から改正後の第六条第一項の規定を適用し、その他の副会長、理事及び監事（以下「その他役員」という。）の任期については、なお、従前の例による。

3 この規約の施行の際、現に補欠により選任されているその他役員の任期については、なお、従前の例による。

附 則

1 この規約は、平成二十一年七月十五日から施行する。

2 この規約の第二十九条第二項前段の施行に関し、現に設置してある特別委員会にあっては、各特別委員会毎の現行の設置日から適用する。

附 則

1 この規約は、平成二十二年十二月二十二日から施行し、施行後に任命された事務総長から適用する。

附 則

1 この規約は、平成二十三年五月九日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成二十三年五月三十一日から施行する。

附 則

1  
この規約は、平成二十四年七月二十一日から施行する。